

令和3年第2回ニセコ町議会定例会 第3号

令和3年3月16日（火曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 諸般の報告
- 3 一般質問

○出席議員（10名）

- | | |
|----------|----------|
| 1番 篠原正男 | 2番 木下裕三 |
| 3番 高瀬浩樹 | 4番 榊原龍弥 |
| 5番 斉藤うめ子 | 6番 浜本和彦 |
| 7番 小松弘幸 | 8番 高木直良 |
| 9番 青羽雄士 | 10番 猪狩一郎 |

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	阿部信幸
防災専門官	青田康二郎
企画環境課参事	柏木邦子
税務課長	芳賀善範
町民生活課長	中村正人
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	福村一広
商工観光課参事	高橋葉子
建設課長	高瀬達矢
建設課参事	黒瀧敏雄
上下水道課長	石山康行
総務係長	馬渕淳

財 政 係 長	島 崎 貴 義
教 育 長	片 岡 辰 三
学 校 教 育 課 長	前 原 功 治
町 民 学 習 課 長	佐 藤 寛 樹
学 校 給 食 セ ン タ ー 長	富 永 匡
幼 児 セ ン タ ー 長	酒 井 葉 子
農 業 委 員 会 事 務 局 長	山 口 丈 夫

○出席事務局職員

事 務 局 長	佐 竹 祐 子
書 記	佐 佐 藤 秀 美

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において1番、篠原正男君、2番、木下裕三君を指名します。

◎日程第2 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、阿部信幸君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課参事、柏木邦子君、税務課長、芳賀善範君、町民生活課長、中村正人君、保健福祉課長、桜井幸則君、農政課長、中川博視君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、福村一広君、商工観光課参事、高橋葉子君、建設課長、高瀬達矢君、建設課参事、黒瀧敏雄君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、馬渕淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、前原功治君、町民学習課長、佐藤寛樹君、学校給食センター長、富永匡君、幼児センター長、酒井葉子君、農業委員会事務局長、山口丈夫君、以上の諸君です。
次に、去る3月10日に予算特別委員会が開かれ、委員長及び副委員長の互選が行われました。その結果の報告がありましたので、報告します。予算特別委員会委員長に浜本和彦君、同副委員長に小松弘幸君、以上のとおり互選された旨の報告がありました。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、一般質問を行います。
質問の通告がありますので、発言を許します。
斉藤うめ子君。
○5番（斉藤うめ子君） おはようございます。5番、斉藤うめ子です。私が今ここに付けておりますコサージュはミモザの花です。3月8日は国際女性デーでした。ミモザの花は、この日のシンボルフラワーです。女性解放のこの日を祝って、世界各国でお祝いをしております。私もこの日を祝って、3月はミモザの花をつけております。よろしく願いいたします。
では、通告に従いまして、一般質問を2件させていただきます。1件目、ウインタースポーツのさらなる普及と振興策について。ニセコは、豪雪地帯としてその積雪量と奇跡と言われるパウダー

スノーの聖地として世界中から注目され、スキー王国のメッカとしての揺るぎない地位を築いております。ニセコのスキー場は、シーズンにはここが果たして日本かと疑うほど世界中から外国人客が訪れています。このように良質な雪に恵まれた環境にあつて、ニセコで地元の町民がその雪の資産と価値に気づき、雪を活用して幼児から高齢者まで雪に親しみ、健康のためにウインタースポーツをもっと盛んにしてもよいのではないのでしょうか。2030年には札幌オリンピック開催の可能性もあります。今から子どもたちを育成し、オリンピックに出場する夢を抱くことも大切ではないかと思ひます。とりわけスキー王国ニセコは地元のスキー、スノーボード、クロスカントリーなどのスポーツを幼児から小中高生まで、児童生徒のクラブ活動の一環として学校内に設けて、育成することも大切ではないかと思ひます。こうした地元の利を生かした取組は大変重要と考えております。現在の取組状況と未来へのビジョンをお聞かせください。町長、教育長に伺ひます。

○議長（猪狩一郎君） 教育長。

○教育長（片岡辰三君） 齊藤議員のご質問にお答えします。

現在の取組状況と未来へのビジョンについて、議員ご認識のとおり、ニセコエリアは究極のパウダースノーが体験できる憧れの場所として国内外のスキー、スノーボードファンから称賛されております。ニセコ町としましては、この世界に誇る自然の恩恵を生かしたウインタースポーツ活動の町として基盤を築くため、関心を持っていただくことに主眼を置き、次の事業を進めております。まず、幼少期からスキーを体験してもらうための幼児用スキーの無料貸出し事業のほか、実技の指導では児童を対象とした初任者の子どものためのスキー教室、休日スキー体験会及び小学校スキー授業への支援並びに小学生から一般の方を対象とした夜間、スキー、スノーボード教室など年齢や技能レベルに応じた内容としております。本町において歴史があります全町児童生徒スキー大会ですが、タイム計算による協議会形式が中心でしたが、スキーや雪に触れ、親しむこととともに、他の学校や他の学年の子どもたち、並びに地域の人々との交流を通して人間力を高めるための活動にも重点を置き、こどもスキーフェスティバル兼全町児童生徒スキー大会として、参加種目の選択制を取り入れた運営形式に変更いたしました。これまでご紹介しました取組などによりニセコの子どもはスキーがうまいねとの評価をいただくようになっております。また、ウインタースポーツをより手軽に親しんでいただくため、町内スキー事業所のご協力を得ながら児童生徒に対するスキーリフト券助成事業を行っておりますが、今後保護者の皆様にもご利用が可能な制度設計についても検討したいと考えております。

学校部活動の支援については、競技大会出場に係る経費の一部について助成をさせていただいており、部活動運営補助事業がございます。このほか、同じふるさとで育った先輩たちのスキー競技での活躍を実感してもらうため、2006年冬季オリンピックトリノ大会においてスキーアルペン競技に出場された吉岡大輔さんをはじめ、大自然の中を速く、強く、美しく滑るフリーライドスキーの第一人者の勝野天欄さん、佐々木玄さん、古谷大地さんが競技を始めたきっかけや活動の紹介、滑走実演などを披露するアスリート応援事業を行っております。ニセコにすごい先輩がいたのだね、自分たちもできるかも、挑戦してみようかななどの感想が子どもたちから上がっており、大変好評でございました。

議員もご承知のとおり、現在2030年冬季札幌オリンピック、パラリンピックスキーアルペン競技会場としてニセコエリアが候補地となっておりますが、ニセコの子どもたちが将来に向けて夢を描けるニセコのウィンタースポーツの在り方が大きなテーマとなりますので、オリンピックで終わらせない、後世へ伝えるレガシーづくりが大切であると考えております。ニセコ町としましては、ウィンタースポーツ活動の基盤をしっかりとしたものとし、オリンピック、パラリンピック大会開催のための機運の醸成に努めてまいりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） おはようございます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。ウィンタースポーツにおきましては、ただいま教育長から答弁のとおり、教育委員会における各種事業を、あるいは青少年の皆さんのウィンタースポーツに親しめる環境づくり、その取組に対しまして引き続き支援をしてみたいと考えております。また、各団体の活動につきましてもこれまで同様支援をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） このニセコ町のほかに近隣町村でオリンピックに出場した選手がどのくらいいるかちょっと調べてみました。そうしましたら、ニセコ町には、先ほど教育長がおっしゃったように、吉岡大輔さんのほかに出口弘之さんという方がバイアスロンで3回オリンピックに出ておられます。それから、蘭越町で2人、気田さんと福原さんですか、それから京極町でお一人、それから倶知安町では5人です。勝呂さん、江川さん、菅さんというのですか、それから中井さんと古谷さんという方がオリンピックに出られています。合計で10人もこの近隣でオリンピックに出られています。実は、私のおじは1928年、サンモリッツ冬季大会に日本人として初めて冬季オリンピックにクロスカントリースキーで出場しております。また、私の兄も1964年の東京オリンピックにボートレースで出場しておりますので、オリンピックというものが実に身近な存在に感じられております。

そこで、先ほども申し上げたように、こういう非常に恵まれた環境の下で学校にもクラブ活動というのですか、スキーのクラブ活動なんかを新設されてはいいかかと思っています。そして、ニセコ高校の振興策の一つとして高校にスキー部を新設されてはいいかかなというふうに思っております。

それから、もう一つ、高齢者にも冬が楽しめる何かスポーツというのではないかなというふうに思っています。私はここに来てから歩くスキーをちょっと始めているのですがけれども、大滝大会とかやっているのですがけれども、そこに参加してみましたら何と半数余りが60歳以上の方が歩くスキーに参加されています。ニセコ町にも聞いてみましたが、昔はあったけれども、今はなくなったというのですがけれども、大変残念に思っています。高齢者の方も冬場は運動不足になるからと道路を独りで歩いていたり、そういう方をよく見かけます。ですから、高齢者も雪に親しめる何か、歩くスキーとか、それからシュノーサーで歩くとか、そういう活動も取り入れてもいいのではないかなと思っています。いずれにしても、ニセコ町という、ニセコという辺りは11月から4月まで約半年間

が雪と付き合っていかなければならないわけですから、そして特に今年は大雪に見舞われて、皆さん本当に除雪でくたくたになって、雪はもう要らないとか、それからもう本当に雪はごめんだという声をあちこちで耳にして、本当に雪は厄介なものだという意識が非常に高いように思うのですけれども、この雪をどうしたら本当に楽しめるというか、大切な雪という、雪に対するイメージというか、考え方、それをもっと前向きに進めていただけたらなと思っております。繰り返しますけれども、高齢者にも何らかのスポーツというか、冬の運動になるものを考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片岡教育長。

○教育長（片岡辰三君） それでは、斉藤議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、高齢者の方対象のそういったスキー等に関わっては、これまでも運動公園などでの歩くスキーとか散歩事業とかあったと聞いてございます。そういう中でもなかなか続かなかったというようなことと今回コロナのような状況等もございまして、なかなか実現できていないと、近年。そういう中で、今後に向けてはやはり高齢者の方も健康増進ということが大変大切になりますので、スポーツ委員会等のご意見を聞きながら検討を進めたいというふうに思っております。

また、もう一点、学校のクラブ活動化につきましては、ちょっと最近の文科省等の状況なども含めてご説明をさせていただきたいというふうに思います。本町では、先ほどご答弁させていただきましたが、冬季スポーツにおいて各種事業やって、一定の成果を収めているということでは私どももそう認識してございます。そういう中において、学校のクラブ活動、部活動を育成するというところについて令和2年9月1日にスポーツ庁、文化庁及び文部科学省の連名による学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてにより、休日の部活動を段階的に地域に移行する実践研究を実施するなどとした学校と地域が協働、融合した部活動の具体的な実現方策とスケジュールが示されております。このような中で、道教委からも各市町村においては所管する学校の部活動と域内のスポーツ団体や文化団体との連携がさらに図られ、休日における部活動の段階的な地域移行に関して具体的な取組について関係団体等との議論を始めるようにと、そのような通知が来てございます。このような背景には、各学校における生徒数の減少のため部活動を維持する部員が集まらない状況や適切に指導する教員の減少、さらには教員の人事異動などにより指導者が転勤すると部活動が衰退するなどの課題がございました。そういうところで、根本的には教員の長時間勤務の要因の大部分、約80%が部活動指導であるというような指摘がなされております。そういう中で、教員の働き方改革の流れの中で持続可能な部活動の在り方について検討する必要があるというふうに考えております。特に冬季スポーツについては、より専門的な指導力が求められますことから、地域における指導者の育成が大切であるというふうに考えてございます。そのためには、地域全体で各種スポーツ活動や文化活動を指導、支援する人材バンクのような存在が求められるというふうに考えております。今後につきましては、部活動とその連携を図る中で地域部活動による指導者、特に地域での指導者づくり、体制づくりを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。ご理解をお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 町長。

○町長（片山健也君） ただいま出口弘之さんの名前出していただきまして、ありがとうございます。出口弘之さんは私の同級生で、ずっと壮行会をしょっちゅうやっていた仲間であります。一昨年も日本のバイアスロンチームを率いてニセコ東山で合宿をしていただいたということがありまして、今後、教育長から申し述べましたとおり、地域スポーツにこれから移行していくということなものですから、指導者の確保等、教育委員会と相談してまいりたいと思いますし、地域によっては過疎地においては地域おこし協力隊を活用しながらこういう子どもたちの指導に当たっているようなところもありますので、そういった事例も参考にしながら協議を進めていきたいなというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） よろしいですか。

次の質問をお願いします。

○5番（斉藤うめ子君） では、2件目に参ります。

ニセコ町開町120年史の発行について。ニセコ町は、今年開町120周年を迎えるに当たりニセコ町120年史を発行するとしています。120年史発行の趣旨は、ニセコ町100年史の収録分以降の20年間、2001年から2020年の歩みを町史にまとめて記録し、その概要を町民全体で共有し、この20年間でニセコにとってどのような特徴を有する時代となりつつあるのか、町民が自分の関心に沿って親しみを持って受け止められるように発行するとあります。内容は、史実としての記録性を重視するとともに、住民主体のまちづくりを進めてきた20年間であることを住民目線で振り返ることができるような町史の編さんに留意するとあります。この企画は2020年7月から始まり、今年1月にほぼ完成していると伺っておりますが、ニセコ町120年史は予定どおり発行されるのか町長に伺います。

なお、3月9日火曜日の行政報告におきまして、町長は令和2年度第2回120年史編さん委員会について以下のように記されています。12月14日、町民センターにおいて出席者、委員5名、副町長、事務局3名、集落支援員1名の計10名出席の下で、内容は各領域史、作業工程表、装丁概要ほかと書いてありますが、その際に、そこには書いてありませんでしたが、口頭でなお町史につきましては簡易型の記念誌を発行するというにしておきまして、150年を目指して125年と25年刻み、4分の1世紀を発行する方法で調整させていただいているということであると述べられておりますが、120年の町史が125年史へと変更の件について町長のお考えを伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの斉藤議員のご質問にお答えいたします。

本町では、令和3年度秋に新型コロナウイルス感染状況を鑑みて、小規模ではありますが、開町120周年記念式を開催する予定であります。また、併せて町史を発行しようと準備を進めておりましたが、今回の町史につきましては開町100年に発行したニセコ町100年史の後の20年の歩みを編さんすることを趣旨に進めてまいりました。しかしながら、歴史的文献としてその編さん、発行については20年刻みではなく、50年、100年刻みとすることが町の歴史の継続性や後の編さん、発行作業においても持続性を担保できるものと判断し、5年後の125年に向けて検討を進めていくこととしております。今回の120年に当たっては、20年の歩みをまとめました町史のダイジェスト版として記念誌を発行する予定として現在予算提案をさせていただいております。記念誌には年表の整理もし、町

民の皆様が見やすい記念誌となるよう配慮してまいりたいと考えておりますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 町長今答弁でおっしゃいましたけれども、120年から125年、50年、100年刻みですることというふうにおっしゃったのですけれども、私はこれまでのホームページとかいろんなことで120年史についてちょっと見てみましたけれども、そういったことは一切そこには述べられておりません。そして、実はこの件に関して編さん委員会の委員長、副委員長、委員の方々にお聞きしてみましたら、全く寝耳に水という、何も聞いていないという、また決定もしていないというお答えでした。ですから、この委員会というものでは何も決まっていなわけですから、この点について町長、どんなふうに、どのように考えられているのか、そこをお聞きしたいと思っております。

そして、やはりニセコ町はまちづくり基本条例というのがあります。こうしたことについて実は、町長にはこの条文というのは頭の中にしっかりしみ込んでおられると思いますけれども、まだそこまではいかない方もおられると思いますので、ちょっと一応確認させていただきたいと思います。基本条例の第3章の情報共有の推進、第6条に意思決定の明確化とあります。第6条には、町は町政に関する意思決定の過程を明らかにすることにより町の仕事の内容が町民に理解されるよう努めなければならないとあります。そのまた解説が大変重要なのですけれども、行政の透明性の確保を恒常的な姿とするものです。意思決定の過程とは、町長が政策意思を決定するまでの過程、すなわち政策意思の形成過程全般をいいます。また、町長が町の代表者としてどのような情報や案に基づき、どのような議論を踏まえ、どのように考え、いつどの時点で判断したかなどの政策決定の過程を明らかにすることは当然の責務であり、住民自治を進める最低限の義務であると考えます。政策意思の決定に当たってはこれらの経過を町民に説明する責任、説明責任があり、町は積極的にお知らせ、公表、説明することに努めるよう規定したもののなのです。そこで、さきに申し上げたように、その過程が今回はまだ行われていないのではないかと思います。そして、お聞きしたいのですが、町長はこの編さんに関してもともと書いていたものを、予定を変更したということについて、これは大変重要なことだと思っております。120年史から125年史へ変更した本当の意図は何なのか教えていただきたいと思っております。

率直に伺いまして、町史の中の町長はどこが納得いかない、気に入らなかったのか。そして、もし載せたくないこととか、あるいはもっと載せたいこととかあれば、明確に指摘されて、編さん委員会で議論されてはいかがかと思います。まず、そのプロセス、これを大切にするのがニセコ町のニセコ町まちづくり基本条例に、町の憲法に従った一番大事なことだと思っております。その点について町長に伺いたいのですが、式典まではまだ半年もありますので、委員会なりいろんな場で議論する時間は十分あると思います。そして、その過程は町民にも公表していただくようお願いしたいと思っております。今まさにニセコ町まちづくり基本条例が本当に生きているかが問われる問題ではないかと思っております。町長、ご意見を伺いたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 120年記念町史編さん委員会、それから支援いただいた梅田さんも大変ご尽力いただきまして、心から感謝をしているところであります。町史出せなくて、20年では出さないということにしましたので、誠に本当に残念な極みというふうに思っています。これは、予算査定の中で判断をさせていただきました。議員ご承知かと思いますが、今年12億円ほどの予算乖離があって、それを埋める作業をやっておりました。去年は、税収自体が大体1億円ぐらい伸びる計算で予算査定作業に入っていました。今年は税収が逆に1億円以上減るという状況で、特に大きい問題は入湯税、これ純粋な町の税金として入っているものが6,000万円昨年も減り、今年もほぼ大体このコロナ禍の状況にあって減るのではないかとということで、総務の財政担当含めて実は今回相当厳しい査定をしました。職員から上がってきた恒常的な、経常的な経費も実は相当削りました。この場でかなり激しい予算査定ありましたけれども、総務課長含めて相当困難な財政の編さん作業ではなかったかと思っております。その中で私のほうの強い思いとして、20周年記念誌出したいというふうに思っていたのですが、やっぱりどこかで町長だからといって全部予算つけるわけにはいかない、職員にも苦しい思い本当に今回させていただきました。道路の白線のそういったものまでも相当実は落として切り込んだり、担当から上がってきて、総務課長や財政係長、相当厳しい中でやってきました。その中で最終的に予算、町史の分、全体で462万8,000円についてはそれを落として、その代わり町史のダイジェスト版記念誌を作ろうということで、印刷製本費63万4,000円、これ実際もうちょっと増える可能性もありますが、を予算として計上したということでもあります。それと、いろんなご意見いただきました、この間。やっぱり50年、100年刻みにすべきでないかということもありましたし、プラスの意見ばかりでは当然ございませんので、そういったものも総合的に判断をして、今回は我慢しようということにさせていただきました。この間例えば120年記念に当たっては通常はよく音楽コンサート、80年のときもやりまして、50年のときもやりました。いろんな札幌等のそういった音楽関係者呼んだり、それから記念植樹をやったり、小学校、中学校でいろんなもののイベントを加えたり、NHKの喉自慢を呼んだときもありました。そういったことですか、特に私は有島記念館の周辺に植林ぐらいはしたいというふうに思っていたのですが、それらの予算も今回は全て削りまして、120年の記念式典までいかないですけども、記念式をやろうと。そして、本当に質素です。これまでの皆さん、今洗い出し作業やっておりますけれども、ご苦労があった人に感謝状とちょっとした記念品だけということで簡素にして、それから外部からも来賓を招待しないというか、そういう形で本当に質素にやろうということにして、今回予算計上しておりますので、予算の中でもまたご審議賜ればありがたいなと思っておりますが、そういう大変厳しい状況にあるということ、ぜひご理解賜ればありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） 今町長は財政難とかいろんなことを述べられたのですけれども、それがもしあるとしたら、まずは編さん委員会にかけて、こういう状況で今回は無理だとか委員の方々に諮ることもまだ、まず第一歩ではないかと思えます。それで、私はあえてこのニセコ町まちづくり基本条例、意思決定の明確化というところを読み上げさせていただきました。それでまず、財政難

を挙げているのですけれども、これ通常どおり120年史を発行しするとしたら、予算はどのくらいかかるものなのでしょうか。それを1点お聞きしたいことと、それから町長は50年、100年刻みでよいのではないかというふうに判断したということなのですから、どこでどういうふうに判断することに、町長お一人の判断でそうされたのか、そこをもう一回再確認したいと思いますけれども、何よりもまず委員会を全く無視しているのではないかということが問題です。それと、もう一つ、財政難ですけれども、私も12月議会でちょっと述べさせていただきましたけれども、本当にこれ税金を無駄遣いしているのではないかというところはあちこち私から見るとあります。ですから、そういうところをきちっともう一度見直して、無駄をなくして、それを集めるだけでもかなりの額、何百万円かになるのではないかなと私は思っています。ですから、この町史を発行するということは私は本当にニセコ町の庁舎を建設すると同じぐらい歴史に残るものですから、大切なものではないかと思っています。当然120年史は出ると思っておりましたので、また再三申し上げますけれども、委員会の委員長をはじめ副委員長も皆さんえっと寝耳に水、全く知らなかった、全くそんなことは決定していないというふうにはっきりおっしゃっていますので、そこはもう一度差し戻して、議論をして、なぜこうなったのかという説明責任、今申し上げたように、このニセコ町のリーダーとしての説明責任をきちっと、説明されて、その上で議論を重ねて、合意形成がきちっと成り立った上で進められるのならば分かりますけれども、そこはどのように考えられるのかも一度伺います。

それと、山本副町長にもお伺いしたいのですが、山本副町長、副町長というのは町長をサポートする立場です。ですから、町長のそうした決断に対して副町長としてどのように判断して、考えられたのか。副町長の責任もあるのではないかと私は思っておりますけれども、副町長にも答弁いただきたいと思えます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 山本副町長。

○副町長（山本契太君） それでは、いくつか、町長に聞かれた部分も含めてというふうになるかもしれませんが、ちょっと私のほうからもご説明申し上げたいと思えます。

内容の決定の部分については、先ほど町長のほうからお話しさせていただいた125年という区切りということ、それから予算の編成段階での、そこで120年については諦めるという形の決定をしたということでもあります。それに当たって、町史編さん委員さんからの意見を聞いたかということなのですが、昨年12月に2回目の町史編さん委員会開いたという中では、このお話はしておりません。ただ、2回目の編さん委員会の際に次回、5月には改めてまた編さん委員会開きますということでお話をしておりますので、その前には編さん委員会を開いて、今の旨決定したと、こういう形でやりたいという旨については編さん委員の皆さんにお話をさせていただくというつもりであります。

それから、私の責任としてということである部分については、私も副町長になる前の、今でも事務取扱というふうにはなっておりますが、企画環境課長ということでの対応させていただいている中で、ある程度作業が進んだ途中でこのような内容というふうになったということについては大変申し訳ないという思いでございます。そういうことではございますが、125年ということの刻みと、

それから予算の関係ということでこのような決定に至ったということについては致し方ないと考えているところでございます。

それから、ちなみに町史編さん委員さんの皆さんにお聞きいただいたということなのですが、2回目の町史編さん委員会の中でも歴史的な文書としての町史については125年刻みがよろしいのではないかというご意見も出ていたということは、一応申し添えておきたいと存じます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 税金はほかにも無駄がある、それらを他に融通したいということでありますので、ぜひ税金の無駄、ここが無駄だということもご指摘いただければありがたいと思います。私たちはご高齢の皆さん、それから赤ちゃんをはじめ、そういった全てのことをやっておりますので、ここが無駄だと思っている方が、ではほかの方がそれを無駄と思っているかということとまたやっぱり違う、いろんな価値感、多様な価値感ありますので、それは斉藤議員さんがこれは必要ないということがあればぜひご提示いただいて、それは予算にも議会議員の皆さんのご意見反映できますので、反映いただければありがたいというふうに思っております。

予算についていくらかかるかということではありますが、町史自体の作業につきましては全体で印刷製本費も含めて462万8,000円が今回予算で削減させていただいた分ということでありまして、一応町史自体は全部作らないということではなくて、記念誌としてのダイジェスト版、町史のダイジェスト版を作るということで、印刷製本費として63万4,000円見ているというようなことでありまして、次回の編さん委員会の中でダイジェスト版についてご議論をいただくということで現在のところ聞いております。まず、予算を決めて、最初に話すのは議会の場で、当然予算提案しますので、その場で情報を出していただいておりますので、議会の決定を受けて、また編さん委員会を含めてご報告させていただくということにさせていただきたいというふうに考えております。よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 終わりです。3回。

○5番（斉藤うめ子君） 3回。

○議長（猪狩一郎君） はい。

○5番（斉藤うめ子君） すみません。終わりましたか。

○議長（猪狩一郎君） はい。

○5番（斉藤うめ子君） ただ、これ非常に大事なことですので、もう一回追加させていただきたいのですけれども、議長、よろしくお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 最後に町長とお話してください、ここで。

○5番（斉藤うめ子君） 今回このように傍聴者も来られていますので、この場でもう少しはっきり伺いたいと思っております。議長のご判断をお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 短めに。

○5番（斉藤うめ子君） 財政難とかいろんな理由を述べられたのですけれども、先ほどもちょっと質問していますが、町史を作るってなかなか非常に大変なことだと思います。そして、な

かなか意見も出るかと思うのですけれども、そのための編さん委員会かと思えます。ですから、町長がこういうところ納得いかないとかいろんなこともあったかと思えますけれども、そこは率直に議論されて、両者が、執筆者も含めて納得いく方向にやはり議論を重ねる、時間がかかっても。式は今年の11月と聞いていますので、まだいろいろと議論する時間も十分あるかと思えますので、そこはということがあったのか、そこは本当にきちっと意見、議論をされてはいかがかと思えます。それだけです。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 内容がどうこうとおっしゃっていますけれども、そういうことは全くありません。財政の状況と、それから将来にわたって歴史的記録を残すのに20年でいいのかということも随分ご意見賜ってきました。私町長に就任して12年です。20年の歩みの中で12年私が担当している。自分の言ってみれば成果を残したいのかと、自分のために作るのかということも言われております。ただ、そういう気持ちは私は全くありません。客観的な事実として歴史を積み上げていきたいと思えますし、これまで編さん委員会の中でご議論いただいたことは次のところにきちっと残していきますので、そういう恣意的なことで行政やっているわけでありませんので、その辺誤解のないようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 次に、小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） おはようございます。7番、小松です。それでは、通告に従いまして、一般質問させていただきます。

今回は、中央倉庫群やSL、エクスプレス展示場が分かる案内板の設置を検討できないかご質問いたします。現在ニセコ駅前において旧軌道線方向への案内表示は設置されておりません。ただし、丁字路の道道ニセコ停車場線にあるシラカバ擬木支柱にニセコ中央倉庫群と矢印が描かれた縦長の表示板が1つ設置されております。これだけでは観光案内サインとしては不十分と考えられます。特にニセコ駅前や中央倉庫群ではイベントや行事が多く開催され、ニセコ駅西側の隣接地には転車台をはじめ、SL9643号機の展示やニセコエクスプレスも設置されたところでもあります。今後は、ニセコ町の鉄道遺産集積地としてもにぎわいのある地域になると予想されます。また、コロナ終息後は以前のようなインバウンドの復活があらうかと思えます。これを踏まえ、景観に配慮した方向案内版の設置が必要と考えますが、これについてお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの小松議員のご質問にお答えいたします。

現在中央地区の案内看板は、大きなもので4か所設置されており、道道と町道の丁字路のところに2か所とニセコ駅前に2つ設置されています。一方で、新たな案内看板を設置するということは、議員のご指摘のとおり、景観への配慮等もございまして、中央倉庫や鉄道遺産の案内標識の検討については既存の看板の中にうまく入れ込んで適正な表示できないか検討してみたいというふうに入りますので、今後それらの内容につきましてもまた引き続きご指導、ご支援賜ればありがたいと

いうふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松議員。

○7番（小松弘幸君） ただいま町長のほうから今現在の看板の中に埋め込んでいくというお話がございましたけれども、方向案内板は目的地に移動するときの不安を解消し、安心して移動できることが大切であります。親切で、町のおもてなしの心の表れでもあると思いますので、それを考慮して進めていただきたいなというふうに思っております。

それと、数年前には民間の集合住宅も建設されまして、今年度は歩行者の利用が多くなることを想定し、安全を確保するために駅前西三号線歩道設置実施設計が行われております。これに併せて国内外から観光客を受け入れる基盤として円滑な案内や誘導が重要であると思われまます。公共交通機関や自家用車を利用してニセコを訪れ、自家用車や徒歩により駅周辺を自由に周遊できるよう案内情報の充実が必要であります。観光客にとって分かりやすいラジオニセコ、綺羅乃湯を含めた旧でん粉工場や5棟の倉庫名と事業所名、鉄道集積地の入った各施設の場所が分かる周辺施設案内板を道路沿い、あるいは除雪に支障を来さないところに新しく設置できないか伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいま小松議員から西三号線の歩道の関係も含めてお話ありました。今回中央倉庫に向かって駅側に新たに歩道と道路ももちろん整備して、中央倉庫から、特に石造り倉庫から出るとき、今直接道路に入るような状況ですので、そういったところの間隔もきちっと空けるような形で歩道整備、全般的に見直すことにしておりますので、その中で言われたある程度全体が分かるような看板の設置が可能かどうか、その辺まで調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 小松弘幸君。

○7番（小松弘幸君） もし設置が可能であれば、利用者である観光客にとって最も分かりやすい表現で、日本語ならず英語などの外国の表記についても検討できないか伺いたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今パンフレット、看板類につきましては基本的には英語表記も入れておりますので、その辺も言われたとおりに配慮して、ちょっと検討させていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、青羽雄士君。

○9番（青羽雄士君） 通告に従いまして、1点質問させていただきます。

地域医療の確保について。地域医療の中核を担う倶知安厚生病院からは財政面での支援のほか、施設の改築に係る費用負担なども求められています。地元の医療機関であるニセコ医院についても医療設備に係る保守点検費用の一部を補助していることは理解をしています。昨年ニセコ医院において入院患者の受入れを停止することを町に報告し、その後当医院の2階部分の活用法をめぐって協議したとお聞きしております。どのような内容であったのか、また検討状況について伺います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまの青羽議員のご質問にお答えいたします。

ニセコ医院は町内で唯一の診療所で、一般の方の診療のほか、学校医として小中高校での内科検診や特別養護老人ホームニセコハイツでの訪問回診など、多くの機会でご協力をいただいております。また、河合理事長におかれましては、これまで町の外部機関の委員も担っていただき、大変ご指導、ご尽力をいただいているところであります。ニセコ医院の建物の2階部分につきましては、昨年末に入院患者の利用がなくなり、本年4月からニセコ医院の業務内容についての変更届を保健所へ提出するというお話をお聞きしております。このような状況から、町としては2階部分を有効に活用させていただくことによってニセコ医院の支援にもつながることになればというふうに考えて検討を行っておりますが、現状で具体的な内容の決定には至っておりません。1階部分は引き続き診療業務が行われており、2階で新たな事業などを実施する場合は施設の改修についても検討が必要というふうに考えており、今般の新型コロナウイルスの感染対策も踏まえて、将来に持続するような十分な検討、協議を行っていききたいというふうに考えております。なお、4月以降当面の取扱いについては、新型コロナウイルスワクチン接種の会場として使用させていただくということで、ニセコ医院と現在協議を進めているという状況でありますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） このコロナ禍においてはどの事業者も大変なので、特別な事業者に対しての再度の支援金というのは公平性も欠き、ふさわしくないと、それは思っております。

そこで、ニセコ医院の2階部分の利用、これ以前聞いたところによりますと、例えば幼児センター等で発熱した子どもを対処するような、そういった考えがあったというふうにお聞きしております。そういった活用法、運営ができれば、それこそ入院をもう廃止されたニセコ医院に対しても安定した収益も見込め、雇用も確保できると。それこそ持続可能な医療体制ということを確認していかなければならないのではないかなと思います。このコロナ禍で診療報酬が減少しているということもお分かりだと思いますので、こういったときこそそういった支援策を早急にすべきだったのではないかなと思います。その辺についてももう一度伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） これまで何度も事務長さんとうちの担当課長のほうでいろんなやり取りさせていただきまして、どういう形が有効利用できるかということの相談も随時現場でさせていただいております。病児保育の可能性につきましても幼児センター等との協議もしたり、先般真狩の助産師さんのほうにその可能性の打診もさせていただいております。9月までは今コロナウイルスの関係の、2階が接種会場、それから問診会場、そして15分の待機は最低必要なので、その会場ということで使わせていただくということで現在合意いただいておりますので、コロナウイルスの今現在、9月までは国との協議の中でめど立っておりますが、今新型コロナウイルスワクチン接種が9月で全て終われる状況では全くありませんので、これが来年の3月まで続くのか、それとも来年の秋口までかかるのかということも見通しながら、ニセコ医院さんとも協議しながら、こういった使い方ができるか引き続き協議してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 青羽議員。

○9番（青羽雄士君） 今年度はそれこそコロナワクチンの接種会場というようなことで、もしかしたら町としては改修事業だとか、そういった方向性を目指していたかもしれないというような中でコロナワクチンの接種会場ということで、9月まではほとんど身動き取れないというようなことで理解いたしました。ただ、こういった経緯だとかはそれこそ十分にニセコ医院さん側と協議されているのか。私がお聞きしたところには、ちょっと協議内容が足りていないような感じがしたものですから、こういった質問をさせていただいたところです。ですから、もしかしたらニセコ委員さんのほうでこういった話をされても固持する理由があったのか、何かそういった問題があったのかなというようなふうにもちょっと勘ぐってしまったものですから、質問させていただきました。

あと、ちょっと角度を変えて、もう一点お聞きしたいのですけれども、ニセコで唯一の医療機関ということで、非常に町民、また町の方も本当に助かっているというふうに思っております。しかし、何らかの事情でドクター、お医者さんが不在状況が続いて、休院しなければならないとか、そういったことの状況を想定したような町の対応というか、そういったものは今までに協議されたことがあるのか。ニセコ医院のドクターもまだ若いといいながらももう60近いと。そして、法人といえども個人経営のような医療機関だというようなことで、そういった協議というものが必要でないか。もしそういった事案が起きたらその都度、その都度考えると、それも一つの答弁かもしれませんが、それはあまりにもちょっと心通わないというか、そういった気がしますので、事前にそういった協議はしてあるのですよというものなのか、いや、今後考えるというものなのかお聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） まず、1点目の協議が足りなかったのではないかとということで、こういった情報をお聞きか分かりませんが、そういったものがニセコ医院さんのほうでもし思われているとすれば、私どもの打合せの中身が足りなかったということで、その辺はもう少し綿密に情報を共有しながらいきたいと思います。ただ、これまで2階を使う場合もエレベーター、あそこにあるのですけれども、普通の玄関から出入りする、一般の患者さんもおられますので、その辺の配慮ですとか、外に階段は設ける必要があるのではないかと、医療との分離をどうするかということも含めて何回かやり取りをさせていただいたというふうに報告は受けてございますので、その辺のところも、ニセコ医院さんも建物所有者ですので、ニセコ医院さんの基本的な考え方も大事にしつつ検討させていただければありがたいなというふうに思っております。

また、医療機関の、先生、元気で今診療していただいていますので、先生がどうこうしたということ今まで協議したことはございません。ただ、今後、今2階の部分もありますので、そういった将来的なニセコ医院さんの考え方については、院長先生から十分お伺いしながらできるだけ町としても誠意を持って対応させていただきたいと思っております。

また、これまでニセコで医療といいますか、そういうものをやりたいという意向もいくつかの話が来ておりますので、その辺もニセコ医院の先生にもおつなぎしながら、将来的に持続する医療の在り方は検討してまいりたいというふうに思っております。なお、医療機関としてはこのほかにも

ニセコ歯科さんと菊地歯科さん、医療機関としてしっかりやっていただいておりますので、よろしくお願ひしたいなと思ひます。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により午前11時15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時14分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を行います。

高木直良君。

○8番（高木直良君） 8番、高木です。通告に従ひまして、3項目の一般質問をさせていただきます。

まず最初に、国民健康保険2021年度の子どもの均等割軽減を。厚生労働者は昨年12月、国民健康保険制度に子どもに係る均等割保険料の軽減措置導入を2022年、令和4年度から実施することを明らかにしました。この措置は2015年、平成27年度の国保法改正に際しての参院の附帯決議を踏まえ、子育て世代の経済的負担軽減の観点から国、地方の取組として国保制度において子どもの均等割保険料の5割を公費で軽減するというものです。対象は全世帯の未就学児とされ、全国70万人が対象となっています。国、地方の負担割合は国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村4分の1となっています。このことで、未就学児に限ってはありますが、子どもの数が多いほど保険料負担が大きくなるという均等割部分、この5割が軽減されます。現在低所得世帯に対して均等割など応益部分の保険料の軽減措置を7割、5割、2割の3段階で設けていますので、さらに上乘せの軽減となります。私はこのことについて評価するものでありますけれども、今後は未就学児にとどまらない対象の拡大や地方分の負担をなくすことが望まれます。

そこで、お尋ねいたします。この保険料の軽減措置の実施時期を国の独自措置として2021年度、令和3年度4月から繰上げ実施すべきと思ひますけれども、お考えはいかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 高木議員のご質問にお答えいたします。

子どもの均等割保険料の軽減については、厚生労働省の社会保険審議会医療保険部会において議論の整理がまとめられており、その中で国保保険料の均等割部分について未就学児を対象に5割軽減する制度を令和4年度から導入する方針が示されております。具体的な軽減の措置の実施は、今後地方税法の改正などの手続を経て進められるもので、ニセコ町が単独で同様の軽減措置を実施することは難しいというふうを考えております。課題としましては、現在国民健康保険税の賦課作業は情報センター共通のシステムで行っており、新たな軽減措置に対応していないため、町単独でのシステム改修が必要となり、またそれに係る相当額の経費が発生します。加えて、令和3年度においても国保会計の歳入歳出の均衡を図るため国民健康保険税の不足分を基金から取り崩して充当し

ているというような状況にあり、国からの支援がなく、税収の減になるということについては慎重な対応が必要というふうに考えております。

以上のことから、未就学児の軽減措置につきましては、国の制度改正に伴って行うのが妥当というふうに考えておりますので、ご理解くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今回の軽減措置は、先ほども述べましたように、平成27年の参議院での附帯決議、これが背景になっております。また、全国市長会や全国町村会、あるいは都道府県がそろってこの国保制度の改善を求めてきた、その成果でもあると思います。ただいまこのことを独自にやることによる負担増についてのご説明がありましたけれども、この間のコロナ感染の拡大、影響によって家庭における収入の減少というのは、私は特に国保加入世帯というのは他の健保保険制度加入世帯よりも相対的には厳しい影響があったというふうに推定いたします。私は、その中でも未就学児を育てている若い子育て世帯、この世帯にこの成果、先ほど言った5割ではありますけれども、軽減すると。この成果をコロナ終息がまだ見えていない今だからこそ早く届けると。そのために1年繰り上げて町独自に、ごく限られた軽減措置だと思っておりますけれども、実施すべきだと思います。

それで、先ほど経費負担の話が出ましたけれども、いくつかお聞きしたいと思います。私の今求めていることを実施するとした場合に該当する世帯、それから必要となる予算額、それから対象者の保険料の平均軽減額と軽減率、これがどの程度になるか、もし、今この時点でお示しできる範囲で結構ですけれども、お聞きしたいと思います。また、先ほど基金のお話が出ましたけれども、今年度末の基金残高についてお尋ねしたいと思います。

以上、お答えいただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） すみません。基金残高については、後で課長のほうから説明させていただきます。

今のところ、これ正確に、どんどん変わるものですから、ではありませんが、概算では額としては大体131万1,300円ぐらいがもしやるとすれば想定される額ではないかというふうに予想されております。

基金残高について桜井課長からお答えしますので、お待ちください。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） すみません。お待たせしました。基金残高につきましては、令和2年度末の見込みとして4,642万6,000円となっております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 改めてお聞きしたいと思うのですが、今回の軽減措置の対象は未就学児の均等割の5割軽減ということで、本来だったら、以前にも質問いたしましたけれども、18歳未満全体を対象にさせていただきたいということを思っております。今回の未就学児対象で、しかも5割の軽減というのは、極めてささやかな要求です。今概算で131万8,000円というお話がありまし

た。それと、基金については4,642万円と。私が令和元年度の基金の残高を調べましたけれども、ほぼ同じ4,643万円です。今回、以前の数年前から比べますとこの基金残高は漸増しているのです。一方でこの制度上、今後道に一元化を進めていく過程であるということで、国保税特有の構造、例えば資産割などが含まれていて、これは農家の皆さんにとっては非常に、一刻もゼロにさせていただきたいという、そういう要望もございます。一方で、やはり子育て世代でゼロ歳児であっても昔の人頭税に近い、家族が多ければ掛金が増えてしまうというその構造自体が問題だというふうに前から私は主張しておりますけれども、全体のバランスというのは確かにありますから、今すぐ即答はできないかもしれませんが、基金の残高をどの程度適正に維持していくかということと、それから各家庭、該当する国保税、該当の世帯のやっぱり所得の減少ですとか、厳しい生活実態、子育てに伴う経費の負担、こういったものを比較検討して、ぜひご検討いただけないかということをお願いしますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 国保税の制度につきましてはニセコ町、あくまでも国の制度に準じて運営させていただいているところでございまして、基本はこの軸を基にこれからも制度を運営していくというような形になるかと思えます。

あと、基金の目安につきましては、厳格なルールはございません。通常我々が参照としているのは、医療給付費の大体5%程度、ニセコ町でいうと大体3,000万円から4,000万円、5,000万円というようなことを想定に運営をしているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 議員ご承知のとおり、国保税、国保の基金につきましては多いときは昔は七、八千万円あったのですが、ご承知のとおり、高額の方が出た場合は2,000万円、3,000万円当該年度でも基金から繰り入れなくてはならないというような実情があって、一時基金をゼロにする市町村が出まして、それであえて保険料を上げざるを得ないという形で保険を上げていったところも自治体としてはあります。ただ、我が町においては一挙にそういう変動要因は防ごうということで、一定程度、四、五千万円の基金は常時保持していきたいということで、一時減少した基金も今皆さんのご努力によって維持させていただいているところであります。そういった面も考慮すると、あまり基金を減らすわけには今のところいかないのではないかとこのように思っておりますし、今、国の制度になりますので、システムも各構成団体がみんな出し合って、システム改修やりますけれども、今回もしやるとすれば我が町単独でかなりな大きなお金を出して、システム改修費を出さなければならぬという事情もありますので、そこについては令和4年度からの国の仕組みに沿ってやるのが全体の国保の経営という視点ではいいのではないかとこのように考えています。

それと、ご承知のとおり、国保だけの問題ではないと思えます。国保の関係以外でもやっぱり厳しいご家庭おられると思いますので、そこは全体のことを見ながら、コロナにあっては今後また状況見て経済対策打ちたいというふうに考えておりますので、その中で全体のバランスの中では検討させていただきたいなというふうに思っております。よろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○税務課長（芳賀善範君） 経費負担の話がちょっとありましたので、追加で説明させていただきます。

システム、見積り、改修の部分出しているわけではないのですが、例えば補正予算で固定資産税のシステム改修の部分、負担金ということで出させていただいているのですが、こちら72万円なのです。これ約30か町村で割って七十何万円ですから、210万円ぐらいかかる改修になります。ですから、この130万何がしという、未就学児の支援をするために、またうちで独自で改修をすると例えば100万円とかというお金がかかってくるのが考えられるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 次をお願いします。

○8番（高木直良君） 2項目め、質問させていただきます。

中間的介護施設の検討について。ニセコ町では、地域包括支援センターの事業として高齢者の総合相談事業や介護予防事業に取り組み、地域の高齢者の自立した生活を応援し、要介護、要支援状態にならない、なっても重くならないように支援をしています。現場の皆さんの熱心な取組を評価し、ご苦労に感謝するものであります。しかし、そうした支援を行っている中でも不幸にしてご自宅で独り住まいの方の事故による死亡が避けられなかったケースが生じました。この方は、昨年膵臓がんを発症し、膵臓や胃を全摘し、退院後は投薬治療と別の病気治療で小樽まで毎月通院されておりました。自ら地域包括センターに連絡し、定期的な見守りや配食サービスを受けておりました。日常生活は自宅で食事、洗濯、入浴、ごみ処理など不自由ながら行い、過ごしていました。しかし、体力が落ちていたことで家の中での転倒や短距離でもごみステーションまでの往復が困難だった模様です。このような方と知り合って、短期間の間にご不幸が起きて、何とか未然に防ぐことができなかつたかを考えております。介護認定を受けるまでにはなっていないかもしれませんが、手術後に体力が弱り、時折ふらつく、生活に不安を感じるという状態の方が短期間でも安心して安全に過ごせる場が必要ではないか。介護施設の手前の中間的な何らかの施設がニセコ町に必要ではないでしょうか。非常に難しい課題ではありますが、今後検討すべき課題と考えますが、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） それでは、ただいまのご質問にお答えいたします。

議員ご質問の中間的な施設としては、地域包括ケア体制でいうところの老人保健施設を指しているものと解しております。ニセコ町内には病院と特別養護老人ホーム、または自宅との中間に位置する老人保健施設は現在ございません。この施設は、原則として長期入院していた方が退院して、家庭に戻るまでの間に、その間利用できる施設となっており、近隣では倶知安町にある医療法人社団白樺会が経営する麓華苑がこれに当たります。入所の要件は65歳以上の要介護1以上の認定を受けている方が該当し、ニセコ町からは数名が利用されている状況にあります。また、養護老人ホームは、原則65歳以上の方が環境上及び経済的な理由により在宅で生活することが困難な場合利用で

きる施設となっております。近隣では、京極町にある社団法人黒松内つくし園が経営する慶和園がこれに当たり、ニセコ町からも利用されている方がおられます。ニセコ町地域包括支援センターでは、これらの施設に加え、ニセコ福祉会が運営する高齢者グループホームなどがあり、これらの既存施設を利用いただくなど、現在必要に応じて施設をご案内させていただいているところであります。理想としては議員ご指摘のとおりだというふうに思いますが、現状では以上のようなご案内をさせていただくことでいきたいというふうに考えておりますので、ご理解をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 私も現行の介護保険制度、あるいは医療制度、そして財政的裏づけなど難しい課題があると認識しております。しかし、現実には起きた事故死の要因を見ると、現在行われているサービスの制度のはざま、ここで起きたのではないかと私もこの問題起きた以降考えております。こういったことが今後も同様に起きることについて非常に危惧しているものであります。介護保険事業には、ショートステイという事業がありますけれども、これは全体として介護認定がないと使えないサービスです。ニセコ町にはニセコ町第7期高齢者保健福祉計画というのがございまして、そこには高齢者緊急通報体制とか地域包括ケア体制の充実ということがあって、在宅医療、介護連携の推進に向けた地域包括支援センターの機能充実、あるいは生活支援サービスの体制整備、そして独り暮らし高齢者対策の推進など多岐にわたります、計画として盛り込まれております。その中で、41ページに独り暮らしの高齢者対策の推進の中で生きがい活動支援通所サービス、外出支援サービスを含むということで、ここには介護保険によるサービスが受けられない高齢者のためのサービスで、介護保険では通所介護、デイサービスに当たるという事業です。ということで、自宅に閉じ籠もりがちな高齢者を対象に対話やレクリエーションを通じて生きがい活動を支援しますと位置づけられております。通所には外出支援、送迎です、これがサービスが利用できる。運営は町から委託を受けたニセコ福祉会が実施します、このように計画にはうたわれております。私のイメージに割と近いのですけれども、ニセコ福祉会のデイサービスについてのパンフレット、これホームページに掲載されておりますけれども、ここの解説を見ますと介護保険で非該当になり、ニセコ町介護予防及び生活支援事業利用基準に該当する方もご利用できますとあります。これをそのまま読み取りますと、介護保険で非該当になりというのは認定のための手続をしていることが前提というふうに読み取れます。それから、ニセコ町の条例、ニセコ町介護予防及び生活支援事業条例には、対人関係を築くのが困難な者及びその他これに準ずるものと認められる者であって、日常生活に何らかの支援を必要とする者が対象というふうにされています。今回の事故死された方がこれに該当するかどうかということなのですが、私がお付き合いしている範囲ではこの条例に書いている対人関係を築くのが困難な者、あるいはそれに準ずる者にはなっていないのです。直接いろいろお話をしたり、見る限りは非常にいろんなこととお話ししますし、むしろ快活で、元気な、そのときは、そういう方です。ですから、この条例からすると該当しないというふうにストレートに読むと思えてしまいます。こういうふうに介護認定されていない方にもできるサービスというのは一応いろんな形ではあり得るとは思うのですけれども、今回の私が直接接した方の事故死とはちょっと、

ストレートに該当するかというところではないふうに感じるのです。実はこの方は自宅で生活していたのですが、お風呂、入浴中の事故になってしまったのです。ですから、これは時間的にすればほんの一、二分のこと、出来事だったと思います。恐らく夜間に自宅のお風呂を使って入浴されていたと思われま。そういう場合に例えばこういった介護認定も取っていない、何事もなければどうか、通常であれば事故も起きない方にどういうサービスを提供できたのかということを考えてみますと、これらのような状況の方にうまくマッチするシステムというのが必要だなというのは非常に痛感したわけです。そういうことで、何とかこういったこと二度と起きないようなサービス、ですから例えば入浴だけでもできるような、そういうサービス事業というのがあり得ないのかということを検討できないでしょうかということでご質問しております。もし何かお考えといたしますか、今後の方向性でも示していただければ、お聞きしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまのご質問、お答えしたいと思います。

まず最初に、今回特定の方についてお話をされているとは思いますが、この場での個人情報にもつながる特定の方の議論はすべきではないとは思っておりますので、あくまでも一般的なお話からさせていただけたらいいのかなというふうに思っております。その中で、一定のルールの中でいわゆる、議員おっしゃられる制度のはざまですか、になっているような方についてもできる限り町として、あるいは地域としての支援が必要というのは十分理解をしているところでございまして、それに向けて我々担当職員もあらゆるところから情報を得るなどして極力対応するようなことを日々努力しているところでございます。ただ、その中でもやはり全てを、100%のものを対応するというのは現実ではないのかなというふうに思っております。なので、もし今回のこの特定の方の件につきまして疑義、あるいは不信感があるようなことがありましたら、また個別な対応が必要かなというふうには考えておりますので、ちょっと私の聞いている内容との差異もあるのかなというふうには思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木君。

○8番（高木直良君） 今お話があった個別の事案について、非常に私は町の職員の方はよくやっていたというふうに思っております。決してそのことについて批判をすとかという意味ではございません。ただ、先ほど申し上げましたように、非常に短時間であってもそういう事故死につながるということに対して何らかの対応、システムができないかというふうに強く感じているわけです。

それで、先ほどニセコ医院の2階部分の活用について質問がございました。私も実は昨日初めてなのですが、2階を見せていただきました。そこで、今どなたも使用していないのですけれども、毎日清掃して、ぴかぴかになっていて、そこにはベッドはもちろん入浴施設もあり、調理施設もある。極めて、これが今休止状態で活用されていないということが非常にもったいないなという印象を持ちました。先ほど町長も答弁されておりましたように、今後当該医院と協議しながら、ワクチン接種以降の活用について協議していきたいというお話ありましたので、ぜひそうしていただきました

いのですけれども、例えば私は今回遭遇したようなケースの場合も本当に短時間、入浴だけでも人の見守っている中で安心してできるということに、このスペースが何らか、あるいは施設設備、非常にきちとした設備があります。そういうものが活用できないかなというふうに思いました。これは、ですからいろんな制度の中で行政が動いておりますので、簡単な話ではないと思いますが、どこかのところで検討する、全体の、先ほどの計画、保健の計画について話し合う場がある中であれば、できるだけ個別の事案を集めて、それに適用する町としてのできる範囲での対応、ぜひ検討されたらどうかというふうに思います。もし総合的にご意見があれば、よろしくをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今議員からご指摘のいわゆる中間的な施設、重くなるとニセコハイツがありますけれども、それ以前の方、グループホームにも入れない方もおられるので、それがニセコにできるとうちの福祉って相当レベル的にはいい形になるのです。ところが、今の国の制度を見ていて、ご承知のことではありますが、相当国からのいろんな交付金、応援自体はどんどん低くなっていくというような実情になっております。そんな中でもしニセコ町で将来できるとすれば、割と幅広く受け入れるような民間経営のもの可能性はゼロではないというふうに考えております。これまでもいくつか元町地区での開設の話もありますので、そういった全体の中でもしそういったものの誘致ができれば、ニセコ全体の福祉の価値上がりますので、引き続きそういう視点と今議員ご指摘の箇所における利活用、それについてもまた幅広く検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次の質問をお願いします。

○8番（高木直良君） 3項目めです。

除雪困難者の除雪支援について。今年の冬の降雪は、昨年とは打って変わって連続的な降雪により多くの町民が毎日の除雪作業に苦労しました。降り積もった屋根の雪下ろしや雪庇の対応には、事故につながりかねない危険な状態が各所で見受けられました。ご近所の独り暮らしの80歳を超える老婦人が自宅1階の部屋が落雪で窓が真っ暗になったため、高齢者事業団に連絡して除雪を依頼しましたが、依頼が多く対応できないと断られました。そのため、ご自分でスコップを持って除雪をしたというお話を聞きました。ふだんから膝が痛い上に白内障でよく見えない状況でも自分で対応せざるを得なかったとのことでした。町としては、高齢者宅の除雪事業として除雪派遣サービス事業があり、この方はこの事業を利用するつもりで依頼をしたのだと思いますけれども、あいにく依頼が多く、実現しなかったものと思われま。行政報告の中に消防組合ニセコ支署の取組として独居高齢者宅避難経路除雪を団員と職員が参加して行ったと報告がされました。こうした取組は、避難経路の確保という意味で大変重要な意義があります。しかし、日常生活上の不便、あるいは除雪作業に伴う危険回避のための支援、これも不可欠であります。担当された皆様のご苦労に感謝申し上げますが、その上で除雪支援の人材確保、高齢者世帯、とりわけ独居高齢者の実態把握による先回りの除雪支援のシステムをつくる必要があると考えますけれども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） ただいまのご質問にお答えいたします。

介護予防及び生活支援事業条例に基づく除雪サービス事業では、社会福祉協議会のヘルパーや民生委員などがふだんの訪問時から困り事をお聞きし、支援につなげる努力をしております。また、今年度は降雪量が多いということで、この事業の除雪作業に係る稼働時間を昨年と比較してみますと、昨年度の1月は16時間、2月は16.5時間だったものが今シーズン、本年は1月が118.5時間、2月が77時間というふうに大変大きく伸びております。高木議員ご提案の先回りの除雪支援システムというのは、高齢者福祉の向上の観点からとてもよい提案だというふうに思いますが、今シーズンの状況を見てみますと、そもそも個別除雪の人的体制が不足していて、お願いしてもなかなか来てもらえないという実態が多い実情であります。今般消防団の皆さん、それから消防職員、それから役場の職員組合、管理職親交会がそれぞれ分けて高齢者宅に入りましたけれども、ご高齢の皆さんからは大変感謝されるとともに、もう少しいっぱいあってほしいというような意見もいただいております。なかなか頼んでも来てもらえないという実情も訴えもありました。こういった現状も踏まえつつどういった仕組みがいいのか、また現在はできるだけ個別の事情に応じて民生委員さん含めて相当数の聞き取りしながら個別応援しておりますので、また具体的な実情等あれば教えていただきながら、当面は個別に対応させていただくように取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 私の近所に高齢者の世帯がございまして、その身内の方が真狩に住んでいるということで、その方がその日の朝の降雪の状況を見て、判断して、朝のうちに私の近所のその高齢者の方のご自宅まで来て、家の前の除雪をやっております。それから、自力で困難になった場合にこういった形で身内がもし比較的近くにいた場合は来て、助けております。それから、一定の経済的な力あれば、業者さんに年間契約でお金を払って除雪をお願いしております。しかし、こういった身内がないとか、あるいは経済負担ができないという高齢者にとってはやはり除雪支援、町が行っております支援の制度が本当に頼りになっております。しかし、今年は、先ほど数字がありましたけれども、追いつかないという状況がございました。今回先ほど時間の件でお話がありましたけれども、例えば今年の場合にそういう要望があって、断らざるを得なかったような件数などは把握されているかどうか。また、要望はなかったけれども、潜在的にはここは援助しなければいけないなというような、そういった把握、ここはと思われる場所は大体分かってくると思うのですが、そういった全体の需要というか、潜在的な需要をもし把握していれば教えていただきたいと思っております。

社会福祉協議会として対応することになっておりますけれども、今のところ高齢者事業団がそれを委託されていると思っておりますが、そのほかに例えば何らかのボランティア団体というものがこの社会福祉協議会から委託を受けているものなのかどうか。今の社会福祉協議会の体制、高齢者事業団の体制について教えていただきたいと思っております。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまのご質問、お答えしたいと思います。

まず、本年度ニセコ町の介護予防及び生活支援事業の除雪サービスの事業に登録している方の件

数につきましては22件ということになってございます。今年度につきましては、このほとんどの方が除雪の実際のサービスを利用しているというような経過になってございます。時間数につきましては、先ほど申し上げたとおりとなっております。

それで、実際のまず高齢者事業団の対応につきましては、例えば今回の事案でこのニセコ町の除雪サービスに登録をしていない方が高齢者事業団に除雪の申込みをしたとなった場合に、高齢者事業団のほうではこの事業に該当するかどうか、年齢などをお聞きした上で、必要に応じて社会福祉協議会と情報共有取りながらやっていくという体制を取っているというところなんです。ただ、今回個別に挙がっている80代の方についてはちょっとどなたかは把握してございませんので、どのような対応だったのかというところまでは承知してございません。

それと、ボランティア団体についてということにつきましては、社会福祉協議会のほうもいろいろと情報、特に高齢者についての情報などがございますので、必要に応じてボランティア団体へそういった除雪の必要なところの世帯の情報なども流すことはできるのかなと。ただ、どうしても個人情報的なところもございまして、それを制度化するまでには至らないという問題も、課題もあるのかなというふうに思っております。ただ、現状で例えば社会福祉協議会がニセコ町の全ての除雪を必要としている人の情報を持っていると言われると、そうではないと思います。なので、そこはいろんなところからの情報を得た中で調整していく必要があるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） ニセコ町の第7期高齢者保健福祉計画というのがございます。その34ページ、35ページには近年の気象変化の激しさを踏まえ、豪雪から高齢者の生活を守るため状況に適応したサービス実施に努めますというふうに記載されております。こういった状況認識について私もそのとおりでなということで、状況に適応したサービス実施というのをどうしたら実現できるか、これについて本当に具体的に考える必要があるなというふうに思いました。先ほどの桜井課長からのご答弁ですと、なかなか具体的なものが見えてきていないと思われますけれども、ここに、計画の中に意識として、課題としては掲げてあるわけです。ですから、この課題をいかに具体化するか。一番大変なのはやっぱり対応能力といいますか、人材です。高齢者事業団の方も一定人数で限界がありますし、ボランティアといっても恐らくこれをやりますよと手を挙げているところというのは私が見る限りは見当たらないですけれども、何らかの形でやっぱりシステム的にその都度の個別対応というよりはシステムをきちっと確立して対応していくというのは豪雪の地域においては欠かせないのではないかなと思います。昨日の町民講座で町長がおっしゃっていた助け合いということで、ご近所が困っていたら、それを見て助け合ってきたのが昔からのニセコの伝統といいますか、そういうことで紹介がありました。しかし、私は、確かに先ほど紹介したように、身内の方が町村が違っていても車で駆けつけるということもやっていますし、あるいはできる範囲、自分のところに機械があれば機械を持って行って除雪をしてあげるといっても見ております。だから、そういった助け合いは既にやっているのですけれども、そろそろ限界が見えているなど。私自身も自分のと

ころの除雪していて痛切に感じるのですけれども、結構な労力です。ですから、そういったことに見合った個別対応というよりは全体システムをうまく構築していくことが町の課題ではないかというふうに考えますので、ぜひ現行制度をさらに拡充していくという姿勢で取り組んでいただきたいと思いますので、ご意見があればよろしくをお願いします。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ただいまの質問、回答したいと思います。

議員おっしゃられるとおり、まさにニセコで必要なシステムなのかなというふうに思っています。また、それに向けて前向きに検討する必要も十分あるなというふうに考えてございます。ただ、そこは一步さらに我々も踏み出して、単なる福祉というだけではなくて、ここまで雪が降ると、ここまで雪が多いと。これは、ある意味災害なのではないかと。そうなった場合には福祉の枠を超えた対応も必要かなといった意味では、福祉のみにかかわらず、地域あるいは身内、そして地方自治体、そして国なども含めた本当の対応というのが必要なかなというふうに考えてございますので、ぜひ議員からもどのような対応が一番理にかなうものなのかも含めていろいろご意見いただけたらいいのかなというふうに思っています。

以上です。

○議長（猪狩一郎君） 片山町長。

○町長（片山健也君） 今おっしゃられたシステムをつくる、その前段の段階で、我々がこの間議論した中では実はニセコ町内ですごく除雪やっていた会社さんも来シーズンからはそういうのができなくなるようなお話も伺っておりまして、除雪をやっていただけるグループなり会社に、人材含めてどうやってお願いして、ある一定程度ニセコの雪に対応できる、そういった組織といいますかね、そういったものを設けていくかというのが一つの大きな課題ということと、それからニセコ町自体の、安心してご高齢の皆さんが住んでいくためには単身になった場合に除雪の心配しなくていいような住宅を用意するというのも一つ、コンパクトシティとか盛んに今言っておりますが、そういった中では必要ではないかというふうに考えています。それで、現在新たなご高齢者も入っていただける子育て兼用の住宅も今般の予算で実施設計の予算計上させていただいておりますし、今SDGs街区構想というのが運動公園の近くで進んでおります。これらの中でもこういった皆さんが住み替えて、なかなか除雪が難しくなったという方がそういったところに入れるような、そういった仕組みも全体の中では検討して進んでいきたいというふうに考えておりますので、今後ともいろんな面で情報共有、よろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） これにて一般質問を終了します。

◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。

議事の都合により、あした3月17日は休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、3月17日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会します。

なお、3月18日の議事日程は当日配付します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 0時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 篠 原 正 男 (自 署)

署 名 議 員 木 下 裕 三 (自 署)